

## 平成27年度 第3回石狩市都市計画審議会

会議日時：平成28年1月22日（金） 15時00分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第2委員会室

出席者：岡本会長、景井委員、田中委員、井田委員、阿部委員、花田委員、野田委員、  
鈴木委員

事務局長：南建設水道部長

事務局：清水建設指導課都市計画担当課長、安彦主査、植木主査

傍聴者：1名

### <南部長>

定刻となりましたので、本日の審議会、開催させていただきたいと存じます。

皆様方におかれましては、本日は大変お忙しいところ、また寒さの厳しいおり、本審議会にご出席いただき大変ありがとうございます。あらためまして、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件でございますけれど、北海道知事から本市に対しまして意見を求められております、札幌圏計画臨港地区の変更につきまして、本市から北海道へ回答するにあたり、本審議会の意見をお伺いしたいと存じます。

本日の出欠の状況でございますが、三津橋委員、中村委員から欠席の申し出がありまして、本日の出席者、8名となっておりますが、石狩市都市計画審議会条例第5条第1項に規定する委員の二分の一以上の出席となりますことから、本日の会議、成立していることをご報告させていただきます。

また、前回の審議会の傍聴者、3名でございましたが、この3名の方々から意見の提出はなかったことも、あわせてご報告申し上げます。

それでは会長、どうぞ宜しくお願い致します。

### <岡本会長>

本年もよろしくお願いいたします。

早速ですが、それでは、「平成27年度 第3回 石狩市都市計画審議会」を開催してまいりたいと思います。

本日の議題は、先程当審議会に対して意見照会がありました「札幌圏都市計画臨港地区の変更について」です。

前回の審議会で、変更の内容については、既に説明を受けております。委員の皆さまには概ねご理解いただいていると思いますけれども、今回提出された資料について、改めて事務局から説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。

### <安彦主査>

それでは、私から説明させていただきます。

スライドをご覧させていただきたいと存じます。このフロー図は、前回の審議会でもご説明しましたが、今回の都市計画の変更の流れを示したものです。

現在が、このフロー図のどこに位置するのかと言いますと、北海道では、1月8日に都市計画を変更する旨を公告し、同日から本日22日まで、案の縦覧を行っておりまして、これは道庁都市計画課のほか、石狩市役所、小樽市役所でも閲覧できるようになっております。この縦覧期間中には、案を閲覧した方からの意見書の提出を受け付けております。

また、このことに先立ちまして、昨年11月6日付けで、北海道知事から石狩市長あてに、意見照会がありました。この先、その意見照会に対して、市の意見を提出することとなります。

そこで、本市が北海道へ回答するにあたり、当審議会の意見を伺いたく、本日の開催をお願いしたものであります。

これ以降は、事前にお送りしております資料に沿って、ご説明いたします。

まず、2ページをご覧ください。この書面が、先ほどの北海道知事からの意見照会の文書であります。ここには根拠となる条文も記載されております。

次に4ページをご覧ください。これが計画書となりますが、都市計画で定める事項は、この表の左2列の名称と面積であり、その位置、区域につきましては、後ほど7ページ、8ページでご説明いたします。

この表の備考欄は、臨港地区内の土地利用について、港湾管理者の分区指定の案であり、都市計画において参考事項ではありますが、分区の名称と面積、建築可能な主な建築物について記載されておりまして、各種の港湾関連施設が列記されております。位置、区域については、後ほど9ページ、10ページにてご説明いたします。

5ページをご覧ください。これは変更理由書で、都市計画決定経過、変更の目的、変更の内容について記載しています。記載の内容については、前回の審議会でご説明したとおりですので省略させていただきます。

6ページをご覧ください。6ページは新旧対照表で、それぞれの区域の面積がどのように増減するのかを示しています。旧面積欄の下段のかっこ書きの数値ですが、最新のGIS、地理情報電子データを用いて算出したもので、今回の増減の計算にはこちらの数値を用いておりますが、数値の違いは、技術が向上したものによるものでありますことから、従前の決定が誤っていたということではございません。

次に7ページをご覧ください。7ページは変更箇所図でありまして、①から⑦までの地区に分けて、各地区の面積の増減と、その数値を示しております。

8ページはその拡大図であります。これについても前回の審議会でご説明しておりますので、細かい説明は省略させていただきます。

9ページは分区変更箇所図であり、港湾管理者が定める分区指定の案について、各港区の位置と区域を示しております。

10ページはその拡大図です。これにつきましても、先程と同じように前回の審議会でご説明しておりますので、今回は省略させていただきます。

11ページですが、変更箇所概要表です。変更箇所図に示しております、①から⑦までの各地区についての概要が記載されておりますが、中身につきましては前回の審議会でご説明したとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上、今回の提出資料について、ご説明して参りましたが、北海道に対する本市の回答といたしましては、今回の変更案に同意できますことから、13ページにあります案のとおり「意見はない」という形で回答としたいと考えております。事務局からは以上です。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。事務局から説明いただきました。それでは審議に入りたいと思いますが、ご意見等あればお寄せいただきたいと思います、いかがでしょうか。

概ね、前回ご説明いただいているものなので、特に気になったことがあれば、ということかなと思うのですが。

<田中委員>

前回、出ていないので、ちょっと見当違いな質問になるかもしれないのですが、マスタープランとこの区分との関係というのは何かあるのでしょうか。

<清水課長>

市の都市マスの中では、臨港地区の具体的なゾーンの考え方については記載していないところでございまして、これまで昭和60年に決定以後、ずっと見直しをしていなかったのですが、このたび原案作成をしました、石狩新港管理組合の方で、新たに港湾計画が改定されまして、これまでも何回か改定していたのですが、このたびの改定によって港湾の土地利用がほぼ確定したということで、今回は、今まで若干数字が変わっていた、あるいは今の港湾計画に合わせた形の部分での、全体の臨港地区の区域の見直しをかけたということでございまして、そういう意味では、先程申しましたように、市の都市マスタープランとの関係性については、明記しておらず、むしろ港湾管理者の方で港湾法に基づきます港湾計画が都市計画の上位計画になっている形であります。

<岡本会長>

よろしいですか。ほかにありますでしょうか。

決定権者は北海道さんで、関係する自治体さんに意見を照会しているという形ですので、特段問題がなければ、こちらに議案として示していただいている意見等ありませんという形になるかと思いますが。

それでは、意見がないようですので、本件に関しては、ご提案いただいたとおり、市の回答案にある、意見はありませんという形で収めたいと思いますけども、ご異議ありませんでしょうか。

それでは、そのように回答したいと思います。

ほか、事務局から何かあればお願いします。

<清水課長>

今回の案件以外の、今後の方向性というか、今後の都市計画審議会の開催の予定でございしますが、現状では具体的な案件を用意できていない、まだ予定がないという状況でございしますので、案件が出てきましたら、タイミングを見計らって、また、皆様の予定をお伺いして開催の準備をしたいなというふうに思いますので、現状においては予定がないということで、ちょっとしばらく空いてしまうかもしれませんが、その辺をご承知いただければと思います。以上でございます。

<岡本会長>

それでは最後に、本日の議事録の「確認・確定」についてですけど、私と景井委員で行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

それではそのようにさせていただきます。

かなり短い、コンパクトな会議になってしまいましたけれども、本日はありがとうございました。以上をもちまして閉会といたしたいと思います。どうもありがとうございます。

平成28年2月17日 議事録確認

会 長      岡 本 浩 一

委 員      景 井 新 一